kumica

ＪＡわかやま紀南地域 総合ポイントカード kumica ご利用案内

もくじ

1．はじめに

2．特典のご案内

3．ＪＡわかやま ポイントサービス利用要項

4．和歌山県農業協同組合定款

確かな未来へ
安心のネットワーク

JAわかやま

1．はじめに

（1） **kumica** をお受取になりましたら、次のことをご確認ください。

① **kumica** 裏面
お名前をご記入ください。

② バーコード表示部（バーコード面）
強くこすったりしないようご注意ください。

（2） お申し込み内容の変更は
最寄りの支店窓口までご相談ください。

① 氏名の変更

② ご住所の変更（登録支所の変更）

③ 電話番号の変更

（3） カードの紛失・破損の際は
紛失・盗難・破損等によりカードが使用できなくなった場合は、最寄りのＡコープ・支店窓口でお手続きいただけますので、お気軽にご相談ください。

ＪＡわかやま紀南地域総合ポイントカード
kumica に関するお問い合わせは

〒646-0027
和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-17
和歌山県農業協同組合　紀南地域本部
電話　0739-23-3450

または、最寄りの各支店まで

2．特典のご案内

（1）ポイントサービス
ＪＡ各支店・事業所のご利用内容に応じてポイントが貯まります。さらに、Ａコープでは会員カードも兼ねるので**kumica**とＡコープ会員カードの両方を持つ必要はありません。
Ａコープご利用の際は、**kumica**が1,000ポイントに達するごとに1,000円分の農協全国商品券と交換いたします。
貯めてうれしい、お得なポイントサービスです。

（2）その他の特典
Ａコープ紀南各店でクミカ会員価格の商品を用意しています。
毎月ポイント割り増しＤＡＹも実施しています。
その他の企画につきましても随時検討していきます。

kumica ポイント基準表

事業	取引項目	ポイント基準	ポイント	付与タイミング
共通	新規組合員加入	新規 kumica発行時	100	随時（発行時）
生活	女性会会員	・６月末会員確定時 ・入会時	5	年１回・随時
営農	青年部部員	・３月末部員確定時 ・入部時	5	年１回・随時
購買	ＳＳ・給油所・購買で燃料・オイル・ＬＰガス・カー用品の購入（注1）	・ご利用金額500円につき（税込）	1	供給日の２～10日後
信用	個人定期貯金	・新規契約金額１０万につき	1	契約日の翌月
		・期間中の平均残高（注2）５万円につき	1	毎年５月・11月中旬
	ＪＡカード	・１契約につき	1	毎月
	年金受取	・公的年金振込１回につき	2	振込日の翌月
	融資統一ローン（注3）	・新規実行１０万円につき	5	実行日の翌月
Ａコープ紀菜柑	ご利用金額200円（税別）につき（注4）		1	精算時

注1 ＬＰガスの一部（集合住宅棟）はポイント対象になりません。
注2 期間中とは、毎年４月から９月・１０月から翌年３月です。
注3 住宅・リフォーム・教育・マイカー・カードなどの各種ローン。
注4 商品によってはポイント対象とならないもの（タバコ・指定ゴミ袋等）があります。
※ ご利用状況によっては、一部ポイントの対象にならない場合があります。

3．ＪＡわかやま紀南地域 総合ポイントサービス利用要項

第１条　ＪＡわかやま紀南地域総合ポイントサービス
ＪＡわかやま紀南地域総合ポイントサービス（以下「ポイントサービス」といいます）は、和歌山県農業協同組合紀南地域本部（以下「ＪＡわかやま紀南地域」と呼びます）が発行する総合ポイントカード**kumica**に付帯するポイントサービスをいいます。

第２条　ポイントサービス提供対象者
ＪＡわかやま紀南地域の組合員とし、総合ポイントサービス利用要項に同意いただいた個人の方(以下「会員」といいます)とします。

第３条　ポイントサービス
（１）ＪＡわかやま紀南地域が別に定める事業をご利用の際、または、利用実績に応じてポイントが貯まります。
ポイントの貯まる条件は、ＪＡわかやま紀南地域の各支店・事業所・店、及びホームページにてご確認ください。
（２）取引によっては**kumica**の提示がないと、ポイントサービスが受けられない場合がございます。
（３）ポイントサービスは会員のご利用が対象となります。

第４条　ポイントの利用方法
（１）**kumica**の累計点数が所定のポイントに達しますと、最寄りの支店にて農協全国商品券、もしくは、所定のギフト商品と交換させていただきます。貯まったポイントより所定のポイントを差し引いて **kumica** をお返しいたします。
（２）Ａコープでは**kumica**の累計点数が所定のポイントに達すると、レジでの精算時に、農協全国商品券と交換させていただきます。

第５条　ポイントの有効期限
最終のポイントの付与日から1年間利用がなかった場合に、失効いたします。

第６条 **kumica**の紛失・盗難・破損による再発行
kumicaを紛失・盗難・破損した場合は、最寄りの支店で所定の手続きのうえ再発行させていただきます。

第７条　個人情報の利用
届出いただいた個人情報については、登録情報の管理、当組合の提供する商品・サービスに関する各種情報のご提供に利用させていただきます。

第８条　届出事項の変更
住所、氏名、電話番号などの届出事項に変更があった場合は、最寄りのＪＡわかやま紀南地域各支店までご連絡をお願いいたします。

第９条　組合の脱退
（１）当組合を脱退する場合は、会員資格を失うため同時にポイントサービスも停止となりますので **kumica** をご返却ください。
（２）返却いただいた **kumica** のポイントは1,000ポイント単位で農協全国商品券と交換し、以下は無効とさせていただきます。

第１０条　ポイントサービスの停止・解除
ＪＡわかやま紀南地域に不利益を与える行為・取引がある会員に対して、本サービスの停止・解除をさせていただく場合があります。また、サービス再開の判断はＪＡわかやま紀南地域が行います。

第１１条　会員資格の喪失
kumicaの使用に際して不正行為があった場合は、会員資格を喪失します。この場合、それまでに積み立てられたポイントは無効となります。

第１２条　ポイントサービスの改廃について
ポイントサービスは、予告または通知なしに、変更もしくは廃止することがあります。

第１３条　本要項の改廃について
本要項は、予告または通知なしに、変更もしくは廃止することがあります。

以上

４．和歌山県農業協同組合定款

第１章　総則　（省略）
第２章　事業　（省略）
第３章　組合員
（組合員の資格）
第１２条　この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。
２　次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。
（１）１０アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
（２）１年のうち９０日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
（３）農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が３００人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が３億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの
３　次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
（１）この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
（２）この組合から第７条第１項第２号から第４号まで又は第１５号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を１年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
（３）この組合から第７条第１項第４号、第１２号又は第２３号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を１年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
（４）この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
（５）農業経営基盤強化促進法第２３条第１項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第１号又は第２号に該当する正組合員（同項第１号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第３号及び前号に掲げるものを除く。）
（６）農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第２項第１号又は第２号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第１号又は第２号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第３号及び前２号に掲げる者を除く。）
（農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例）
第１２条の２　農業経営基盤強化促進法第１９条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第２項第１号又は第２号に該当しなくなった者であって、同項第３号又は同条第３項第４号若しくは第５号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。
（１）その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること。
（２）利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。
（３）前条第２項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。
（加入）
第１３条　この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合において、第１２条第２項第３号及び同条第３項第４号から第６号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）定款又はこれに代わるべき書類
（２）加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面
（３）代表者の氏名及び住所を記載した書面
２この組合は、前項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもってその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。
３　加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。
４　組合員になろうとする者が、組合員たる資格を有するかどうか明らかでないときは、理事会においてこれを決定する。
５　出資口数を増加しようとする組合員については、第１項及び第２項の規定を準用する。ただし、第１項各号に掲げる書類の提出は、これを必要としない。
（資格変動の申出）
第１４条　組合員は、前条第１項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。
（持分の譲渡）
第１５条　組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
２　組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第１３条第１項から第４項までの規定を準用する。この場合において、同条第２項の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第３項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。
（相続による加入）
第１６条　組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後６０日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。
２　前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。
（加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止）
第１７条　この組合は、前条の加入の場合を除き、総会又は総代の総会外選挙の日の２週間前から総会又は総代の総会外選挙の終了する時までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。
（脱退）
第１８条　組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。
２　前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から６０日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第２０条第１項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。
３　この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第１５条の規定は適用しない。
４　この組合は、第２項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して２年を経過する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。
５　第２０条第２項の規定は、第２項の場合に準用する。
６　組合員は、第１項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。
（１）組合員たる資格の喪失
（２）死亡又は解散
（３）除名
（除名）
第１９条　組合員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の１０日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
（１）１年間この組合の事業を全く利用しないとき。
（２）第２２条及び第２３条の規定による出資の払込み及び第２４条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
（３）この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
（４）法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
２　除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。
（持分の払戻し）
第２０条　第１８条第６項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。
２　脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。
（出資口数の減少）
第２１条　組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資の口数を減少することができる。
２　組合員が、その出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第１項の例により算定した額を払い戻すものとする。
第４章　出資及び経費分担
（出資義務）
第２２条　組合員は、出資１口以上を持たなければならない。
ただし、５，０００口を超えることができない。
（出資１口の金額及び払込方法）
第２３条　出資１口の金額は、金１，０００円とし、全額一時払込みとする。
２　組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
（後配出資）
第２３条の２　組合員は、第２２条の規定による出資を行うに当たっては、後配出資として、出資に対する配当の率が他の出資よりも低いことを条件とする出資をすることができる。
２　後配出資の条件については、総会で定めるものとする。
（回転出資）
第２３条の３　組合員は、第６６条の規定により、その事業の利用分量の割合に応じて配当される毎事業年度の剰余金の額に相当する金額を超えない範囲で総会で定める金額を、回転出資金として、５年を限りこの組合に出資しなければならない。
２　組合員は、回転出資金の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することはできない。
（経費の賦課）
第２４条　この組合は、第７条第１項第１号、第６号、第７号（農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。）及び第１７号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。
２　組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
３　第１項の賦課金の額、賦課方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。
（賦課金の不変更）
第２５条　この組合は、前条の賦課金について、組合員につきその賦課金額の算定の基準となった事項に変更があっても、既に賦課した金額は、これを変更しない。
（過怠金）
第２６条　この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年１４．５パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。
第　５章　役職員　（省略）
第　６章　総会　（省略）
第　７章　総代会　（省略）
第　８章　理事会　（省略）
第　９章　会計　（省略）
第１０章　雑則　（省略）
附　　則　（省略）

JAわかやま
紀南地域本部